KSKP　一九八四年八月二〇日第三種郵便物認可　毎日発行

KSKP 兵家連

（平成７年12月）　No. 20

編集人
(社)兵庫県精神障害者家族会連合会
西浦三郎
〒650 神戸市中央区橘通４丁目１－28
辻ビル２Ｆ
ＴＥＬ078－360－2618
ＦＡＸ078－360－2615

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の施行

兵家連副会長　山本春義

兵家連では、大震災による家族会、作業所の人的・物的被害のため、かねてから目指していた４月からの法人化発足活動を、一時は締めかけましたが、この際こそ必要と押し進めて、７月５日付け知事の設立許可を受けました。前号西浦会長の発足ご挨拶のとおり、新しい役員構成のもと、がんばっております。

さて、昨年末以来からの各種報道でご存じのとおり、「精神保健法の一部改正」が行われ、精神保健法は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」と改まって、７月１日から施行されました。平成５年６月の前回改正から２年、施行から１年３ケ月（施行平成6.4.1）で大改正となりました。

今回の改正で法律名に福祉の文字が入るなど、改正のつど福祉や社会生活援助をうたう条項が増していくことは、まことに喜ばしいことであります。

しかし、平成5年見直し改正時の付帯条項の積み残しもあり、今回も衆参両院厚生委員会で付帯決議がなされました。成文規定の活用、平成10年に予定される法律見直し改正への対応活動など、家族会はこれからますます多彩な活動に、取り組むことになります。

兵家連が進めている家族会の組織強化運動になお一層のご協力をお願いいたします。

賛助会員募集

あなたも、わたしも賛助会員になりましょう!!

年会費　団体の場合１口（10,000円）以上
　　個人の場合１口（ 3,000円）以上

払込先　郵便振替　01110－4－83568
　　（赤枠用紙）　兵家連

近畿ブロック家族会研修会に参加して

尼崎東家族会会長　東口カツ子

今回の近畿ブロック研修会で、一番心をひかれたことは、矢内先生のお話しで閉鎖病棟をなくして、患者さんを自由にされたにもかかわらず、患者さんは診察室に入ってくるのに3日間も動きがとれず、診察するのに苦労されたこと、また患者さんと山登りをするまでに1ケ月の日時を要したと聞き、閉鎖病棟内の患者さんの生活、思い、行動が、私の心を曇らせました。先生達にお願いします。まだまだ多くの患者さんが閉鎖病棟に入っておられると思います。私達も頑張りますので、1日も早く閉鎖病棟を無くして下さい。

2日目、患者さんが参加してのパネルディスカッションがありましたが、その中でお父さんが「うつ」お母さんが看護婦さん、子供さんの3人で毎日頑張っておられるのを見せて頂き、私も同様皆様も同じ思いだったことでしょう。

夜にサミット会議が7時から9時半まであり、各会長、世話人の持ち合せた資料により、意見交換をしましたが、それぞれの県、市町に考えがあって、話しがまとまらず、次の近畿ブロック研修会までの宿題となりました。

このたびは大家連の皆様本当にご苦労さまでした。600人の参加者があり、感謝しております。

これからも皆様と共に一歩一歩前進していこうではありませんか。

受賞おめでとうございます

全国精神障害者家族大会

厚生大臣表彰
(社)兵庫県精神障害者家族会連合会

理事長表彰
むぎのめ家族会会長
幸坂　義之　氏

精神保健全国大会

厚生大臣表彰
みなとがわ家族会

(財) 日本顕彰会
社会貢献表彰
故　久保すゑ子　氏

家族等作業所指導者一泊研修会 舞子ビラで開催される

兵家連理事　岡野和彦

朝からの激しい雷雨でJR土山駅近くの架線に落雷があり、電車が一時不通になると云うアクシデントの中、8月31日（木）～9月1日（金）にかけて一泊研修会が神戸市垂水区の舞子ビラで開催されました。今年のテーマは「作業所の運営と職員の役割～共同作業所づくり運動を通して～」、講師には阪神淡路大震災の折いち早く尼崎・西宮より神戸市に入られ障害者救援活動に大活躍をして頂いた、大阪吹田市のさつき福祉会理事で共作連事業委員長の鈴木英夫先生をお招きして、先生の永年の作業所運営活動の経験談これからの作業所と家族会指導者のあり方等、非常に参考になるお話しを聞く事が出来ました。又翌9月1日には前日の分科会の発表と「震災体験を語る」では、選ばれた6人の震災体験者の方々が、地震の恐ろしさ又その中にあって障害者を抱えての避難所生活の苦しみ等、身のひきしまる感動のお話しを聞かせて頂き、これからの非常時の大変良い参考ともなりました。そして予定通り無事会を終了致しました。

思い出を食べよう

ひまわり家族会会長
岡田早美

息子よ思い出を　思い出を食べよう
息子よ思い出を　思い出を食べよう
幼き日のあどけない笑顔
幼き日の愛らしき仕草
私に与えてくれた喜びの日々
ありがとう　ありがとう　ありがとう

息子よ思い出を　思い出を食べよう
息子よ思い出を　思い出を食べよう
手をつないで登った山々
両手を広げ入った海
私に与えてくれた楽しかった日々
ありがとう　ありがとう　ありがとう

明日がある　明日がある
貴方がいる　私がいる
みんなみんないる
そっとそっと寄り添って

この詩は、舞子ビラでの一泊研修の折披露されました。岡田さんは「この息子がいればこそ、多くの方々とお知り合いになれた」「不幸をバネに幸せになろう」と呼びかけています。

障害者手帳制度　10月からスタート

みんな取得して、大いに利用しよう
みんなの力で利用項目範囲を拡げよう

「精神保健福祉法（通称）」の施行から３ケ月後の10月１日から法改正の焦点の一つ「精神障害者保健福祉手帳」（以下「手帳」という。）の実務がスタートしました。この制度は法第６章第１節（第45条～第45条の２）に規定されています。

以下手帳制度の概要について記述します。

―手帳の対象となる方は―

精神障害のために日常生活または社会生活上のハンディキャップをもつ方で、希望する方に交付されます。

精神障害の病名の種類、入院・在宅の別、年齢による制限はありません。

―手帳の申請―

手帳は都道府県知事が交付します。（神戸市などの指定都市では、平成８年４月１日からは指定都市の市長が交付します。）

申請は、申請書に医師の診断書（障害年金を受けている場合は、診断書の代わりに年金証書の写し等を提出することができます。）を添付して、保健所に提出します。また提出は、本人や家族が直接保健所に提出するほか、精神科の病院や診療所に、提出を代行してもらうことができます。

―判　　定―

申請があった場合は、都道府県の地方精神保健福祉審議会（判定部会等）で判定します。

ただし、年金証書等の写しが添付された場合には、審議会での判定は省略されます。

年金１級であれば、手帳１級

年金２級であれば、手帳２級　となります。

年金３級であれば、手帳３級

—有効期間—

手帳の有効期限が2年となっておりますので、2年毎に申請の時と同様の手続により、認定の更新を受けることが必要です。

—手帳の名称・様式—

表紙は「障害者手帳」とし、記載事項は、氏名、住所、生年月日、性別、障害等級、手帳番号、通院医療費受給者番号、交付日、有効期限、などです。

—手帳の利点—

① 通院医療費の公費負担

申請書の用紙は、通院医療費の申請書と共通の申請書となっており、1枚の申請書で手帳と通院医療費の申請の両方が同時にできます。

また手帳を提示すれば診断書の提出は不要。

② 税制上の優遇措置

所得税や住民税の障害者控除、預貯金利の利子所得の非課税（マル優）、相続税の障害者控除、贈与税の一部非課税、自動車税、軽自動車税及び自動車取得税の非課税など。

③ 生活保護の障害者加算の適用

1級2級の手帳の所得者は、手帳によっても判定を受けることができます。

④ 交通機関の運賃割引、公共施設の利用料割引などについては、地域によって異なりますので、今後の課題となります。

全国的なもの、各地域に関するもの夫々にこれからの家族会活動にまつところ大となります。

なお尼崎市においては、すでに市バス運賃は無料になっておりましたが、今回の手帳の交付により精神障害者福祉金の支給、下水道使用料の減免などが新設されました。

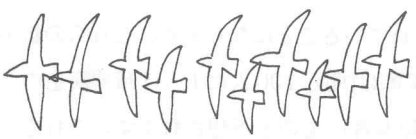

東播・神戸地区家族会指導者研修会終る

10月1日東播・神戸ブロックの研修会が、「地域社会で生活していくために」～地域で生活する精神障害者の自立を考える～と題して、明石市内サンピア明石で開催されました。第1部は、開業医の生村吾郎先生、病院勤務の鬼頭あつ志先生の講演並びに対談が設定されて、医療の第一線でご活躍中の両先生から、被災後の患者さんの動静や、対応、治療、服薬のこと、また避難所対策活動中の体験談、医師としての悩みなどのお話しがなされました。ご参加の会員の皆様もう一度当日のメモを読み返してみて下さい。

第2部は、シンポジウムです。前記の両先生を司会者、助言者にお願いして、家族会員、精神保健福祉相談員、グループホーム生活指導員、病院作業療法士、看護大学の方々計6人から夫々の分野から意見及び体験発表があり、生村先生のまとめと会場からの質疑応答で終了しました。

当日は終日の降雨にも拘わらず、大勢の方々にご参加頂き有益な研修会でした。開催にあたり色々とご指導、ご尽力下さいました皆様方に心からお礼申しあげます。

よもやま話

精神障害者って何人ぐらいいるの？

精神障害者に対して社会の偏見が根強いとすれば、その原因の一つには精神病が「特別な、希な疾患」という固定観念が社会全体にあるからではないでしょうか。そこで今回は、精神障害者の実数を掲載することにします。まず、精神神経科の医療機関へ通院され公費負担制度を利用されている方は、平成6年で月平均約31万7400人と予想されています。次に平成6年6月現在、精神病院に入院されている方は34万3126人となっており、両者を加えると66万526人となります。

［平成6年度：我が国の精神保健より数字を抜粋］

平成5年10月現在、日本の総人口が約1億2500万人であることから、国民約 190人に1人は精神疾患により通院ないし入院をされていることになります。これらの数字はあくまでも統計上のものであることから、実際は国民 100人に1人は精神疾患のため日常生活に著しい制限を受けている（精神障害者）ものと予想されます。これらのことから考察すれば、この『病気、障害』は決して「特別な、希な」ものではなく、かなり身近な疾患であることが伺えます。

〔投　稿〕

療養のしおり七箇條

大村卓也

一、日常生活を規則正しくしよう。
　早寝、早起きを心掛け食事は定時に摂り間食を避ける。一日のスケジュールを樹て実行する。

一、友人造りをしよう。
　親友・心友と云える人を少なくとも一人は持とう。彼との良き交際関係を通して誰とも仲良く出来る交際術を身に付け積極的に人に声をかけ友人の輪を拡げよう。それには勇気がいる。

一、読書を心掛けよう。
　教養・娯楽等の為に読書し、常識を涵養し人との話題を増やそう。又、新聞・雑誌等を読んで世事に関心を持ち知識を増やし識見を昂めよう。「知は力なり」である。

一、服薬をしっかり守ろう。
　病状が悪くなった時、薬が合わないのかそれとも自分の病気自体が悪化したのか大いに迷う。そのような時は、信頼出来る医師に相談して適宜に処置をとってもらい処方された薬をしっかり飲もう。

一、病識をしっかり持とう。
　自分の病的な部分をしっかり認識し病気に呑み込まれてしまわないよう、理性の手綱で引締めよう。
　病なのか性格なのか判然としない場合があるが、いずれにしろ強い意志の力で病的生活を反省し自分はどういう人間なのかを悟り極端な点を直そうとすれば一遍に気が楽になる事がある。
　私の例で云えば自分が極端に人に気兼ねする気苦労症だと悟った時、自分を苦しめているのは此の性格の所以だと解ってそれ以来病状が可成り軽くなってきている。

一、趣味を豊かに持とう
　病状にとらわれていたり逆に時間をもて余して退屈している時、趣味に没頭すれば良い。気分転換になり「生きている」喜びを感じることも出来る。少なくとも其の間強迫観念や悩み事を忘れ去れる。趣味は一つだけでなく、二つ、三つと多い程良いと思う。趣味を通じて友人も増えるし実益を兼ねればそれに越した事はない。
　私の場合、碁、読書、カラオケ「人とのおしゃべり」が四大趣味である。

一、人生を測ってみよう。
　人生は永いようで短い。貴重な時間を病に閉塞しているのでは実にもったいない話ではないだろうか。病癒え己自身との戦に勝って、かけがえのない生々とした有意義な人生を送れるよう頑張ろうではありませんか。

兵家連活動日誌

役員の動き

7．7．19　全家連理事会（東京）西浦会長
7．7．20　三役会（7／31 家族会会長会議提出事項協議）
7．7．22　西播・姫路地区家族会指導者研修会（姫路市民会館）
7．7．31　家族会会長会議（兵庫県民会館）
7．8．2　姫路市長訪問（挨拶及び要望）西浦会長・河野監事
7．8．2　東播・神戸地区家族会指導者研修会準備会（明石保健所）山本副会長
7．8．4　精神障害者保健福祉手帳試案説明会（大阪）西浦会長他1名
7．8．18　東播・神戸地区研修会実行委員会（明石保健所）西浦会長他1名
7．8．21　三役会
7．8．24　神戸市保健医療審議会　西浦会長
7．8．28　兵庫県精神保健福祉審議会　西浦会長
7．8．31～9．1　作業所関係者、家族一泊研修（舞子ビラ）
7．9．3～5　近畿ブロック家族会研修会（大阪市内）
7．9．11　山田東吾兵庫県精神病院協会長へ挨拶と要望書提出　西浦会長他2名
7．9．13　全家連理事会（東京）西浦会長
7．9．18　和田山保健所へ但馬・丹波地区研修会協議　多田常務理事
7．9．20　三役会
7．9．20　№20　編集委員会
7．9．22　東播・神戸地区研修会実行委員会（明石保健所）多田常務他2名
7．9．26　全家連統一行動に基づく知事宛て要望書を県地域保健課長へ提出　西浦会長他3名
7．10．1　東播・神戸地区家族会指導者研修会（明石市内）
7．10．2　前兵家連副会長久保すゑ子氏葬儀　多田常務
7．10．15　理事会（神戸市学習センター）

訃　報

兵家連前副会長・揖保川病院揖龍家族会前会長の久保すゑ子様が9月30日逝去されました。
生前の業績を偲びつつ、ご冥福をお祈り申し上げます。

編集後記

「兵家連紙」の編集にもいまだに震災の後遺症が消えず、本紙20号の発行とともに1月発行予定21号の編集準備に取りかかることになります。
毎回ながら、紙面をかざる原稿集めに苦労が伴います。役員の方々はもとより、会員の方々からのご投稿をお待ちしております。
また、紙面、編集方法などについて、ご意見をお持ちの方もいらっしゃるようです。ご意見を是非ご投稿下さい。（山本）

KSKP　一九八四年八月二〇日第三種郵便物認可　毎日発行　定価＝五〇円
発行人＝関西障害者定期刊行物協会／大阪市城東区東中浜二丁目一〇―十三　アド企画気付

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

精神保健講座　NO.14

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

こちら精神保健福祉相談室

文責、兵家連相談室　青　木　聖　久

4月から開始した「相談室」も、早6ヵ月の月日が経過致しました。私自身、毎週水曜日のみ応対させていただいていますが、思ったより相談件数が少ないようです。実際、相談を希望されている方はもっとたくさんおられると思いますので、どんどん御利用下さい。　【秘密は厳守します】

☆相談開設日：月・水・金の午前１０時より午後３時

電話番号：０７８（３６０）３６１０

今号では、その相談の中の一例を紹介させて頂きます。

（尚、秘密厳守の立場から内容を若干変更させて頂きます。）

［障害基礎（厚生）年金：改定請求について］

相談者（65歳女性）：息子が、昭和62年2月（27歳時）に障害厚生年金3級を受給し始めました。障害年金を受給できたことで助かってはいましたが、当時の本人の状態（入退院を繰り返していて、家族としても対応に困惑していた）を考えると「なぜ3級」という思いがあって、主治医、友人等に相談し「改定請求」をしたところ、平成2年5月、障害厚生年金2級に等級が上がりました。現在は、さらに状態が悪くなり閉鎖病棟に2年ぐらい入院し、外出も1人では難しい状況になっています。こんな感じなのですが、「改定請求」により1級に等級を上げたいと思うのですがどうでしょうか？

回答：障害基礎（厚生）年金の「改定請求」は、裁定時の等級決定があった時、又は「改定請求」に対する等級決定があった時（上記の場合は平成2年5月）から1年を経過していないと、新たに「改定請求」を出来ない事になっています。その意味では、「改定請求」そのものをすることに問題はないのですが、実際本人さんの状態が1級として認定されるかどうかということです。国の基準として1級は「日常生活の用を不能ならしめる程度の

者」とされており、実際1級を最近裁定決定された人を見ると、ある程度重篤（半寝たきり状態の方、日常生活が困難な方等）な方が多いようです。そのような状況をある程度理解して頂いた上で、具体的にはかかりつけの主治医、その医療機関のソーシャルワーカー等に御相談下さい。

障害基礎年金の支給要件について

☆次に掲げる3つの要件（①、②、③）のすべてを満たした者に支給される。

①［初診日における要件～次のａ、ｂ、又はｃに該当すること］

ａ、被保険者であること。

ｂ、被保険者であった者であって、日本国内に住所を有しかつ60歳以上65歳未満であること。

ｃ、20歳未満に初診日があること。

（この場合、②の保険料納付要件は問われない）

②［保険料納付要件～次のａ、又はｂに該当すること］

ａ、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるものについては、その被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が3分の2以上あること。

ｂ、平成8．4．1前に初診日がある傷病が原因で障害になった場合、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料納付済期間と保険料免除期間以外の被保険者期間が無いこと。

③［障害認定日における要件～次のａ、ｂ、又はｃに該当すること］

ａ、初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日（この日が20歳未満である時は20歳に達した日）、又はその期間内にその傷病が治った場合においてはその治った日（以下「障害認定日」という）に障害等級の1級又は2級の障害の状態に該当すること。

ｂ、障害認定日後65歳に達する日の前日までの間において、その傷病により当該障害等級に該当する程度の障害の状態に該当すること。

ｃ、障害があるものの障害基礎年金を受けられる程度の障害の状態にない者が、その後新たに別の傷病にかかり65歳に達する日の前日までの間に、前の障害を併合して初めて1級、又は2級に該当する障害の状態になった時。

☞「障害年金は難しくて」という声を、たくさんの方から聞きますが、受給するための鍵となる支給要件については、上記の内容を『手引書』として利用して頂ければ十分だと思います。